

国民年金だより



年金のことでご不明な点はお問い合わせください。
役場町民生活課 (☎42-2633)

国民年金保険料の免除制度について

国民年金の保険料は、毎年7月に納付書（国民年金保険料納付案内書）が送付され、納付することになりますが、下記の事項に該当する方で、一定の条件に該当すると保険料の免除や猶予を受けることができます。保険料を納付できない場合は、役場町民生活課へご相談ください。

制度名	制度の概要	申請に必要なもの
免除制度・納付猶予制度	退職した方や所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合に免除・猶予されます。	雇用保険受給資格者証の写しまたは離職票などの写し
学生納付特例制度	学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。	在学証明書または学生証の写し
産前産後期間免除制度	出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。	母子健康手帳または出生証明書
新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする保険料免除	次の条件にいずれも該当する場合に免除されます。 ①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ②当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること	所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

全ての手続き
に必要なもの

- ・本人確認ができる運転免許証やパスポートなど
- ・基礎年金番号やマイナンバーが確認できるもの

年金相談が開設されます(事前予約制です)

函館年金事務所による年金相談が下記のとおり開設されます。

相談を希望される方は、事前に時間予約していただくこととなりますので、8月14日(金)までに役場町民生活課へ電話などで予約してください。(定員になり次第締め切ります)

・開設日時 8月20日(木) 10:30～15:00 (12:00～13:00は昼休み)

・場所 役場 町民室